

議案第186号

川崎市環境影響評価に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市環境影響評価に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年11月26日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市環境影響評価に関する条例の一部を改正する条例

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）の一部を次のように改正する。

目次中「計画段階における環境配慮計画書の作成等（第8条）」を「計画段階における環境配慮計画書に関する手続（第8条～第8条の10）」に改める。

第6条第2項中第3号を第4号とし、同項第2号中「地区別環境保全水準」を「地域別環境保全水準」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 計画段階における配慮を要する環境要素の項目

第7条第1項第4号中「及び事後調査」を「、事後調査等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 計画段階における配慮を要する環境要素の項目並びに環境影響の調査、

予測及び評価の結果に関する事項

第3章第1節の節名を次のように改める。

第1節 計画段階における環境配慮計画書に関する手続

第8条を次のように改める。

(環境配慮計画書の作成等)

第8条 第1種行為を実施しようとする者又は法第2条第3項に規定する第2種事業を実施しようとする者（法第3条の10に規定する手続を行った者を除く。）のうち、市、国、他の地方公共団体及び規則で定める者並びにこれらの者以外の者で規則で定める事業を行おうとするもの（以下「環境配慮計画策定者」という。）は、技術指針で定める時期までに、管理計画及び技術指針に基づき、次に掲げる事項について記載した書類（以下「環境配慮計画書」という。）及びその電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 環境配慮計画策定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業計画の名称及び種類
- (3) 1又は2以上の事業の実施が想定される区域
- (4) 事業計画の目的及び内容
- (5) 1又は2以上の事業の実施が想定される区域及びその周辺地域の環境の特性
- (6) 配慮を要する環境要素の項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの
- (7) その他規則で定める事項

第8条の次に次の9条を加える。

(環境配慮計画書の公告及び縦覧等)

第8条の2 市長は、環境配慮計画書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して30日間、当該環境配

慮計画書の写しを縦覧に供するとともに、当該環境配慮計画書をインターネットの利用により公表するものとする。

(環境配慮計画書の説明会の開催等)

第8条の3 環境配慮計画策定者は、前条の縦覧期間内に、環境配慮計画書の周知を図る必要があると認められる地域（以下「環境配慮計画書関係地域」という。）内に住所又は勤務場所を有する者その他規則で定める者に対し、説明会の開催により、環境配慮計画書の記載事項を周知しなければならない。この場合において、当該環境配慮計画策定者は、あらかじめ、規則で定める事項について市長に届け出なければならない。

2 環境配慮計画策定者は、前項の規定により説明会の開催を行った後、速やかに、その結果について記載した書類を市長に提出しなければならない。

(環境配慮計画書についての意見書の提出等)

第8条の4 環境配慮計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第8条の2の縦覧期間内に、市長に対し、意見書を提出することができる。

2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、当該意見書の写しを環境配慮計画策定者に送付するものとする。

(環境配慮計画見解書の提出等)

第8条の5 環境配慮計画策定者は、前条第2項の規定により意見書の写しの送付を受けたときは、同条第1項の意見の概要及び当該意見についての環境配慮計画策定者の見解を記載した書類（以下「環境配慮計画見解書」という。）及びその電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、環境配慮計画見解書の提出があったときは、その旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して15日間、当該環境配慮計画見解書の写しを縦覧に供するとともに、当該環境配慮計画見解書をインタ

ーネットの利用により公表するものとする。

(環境配慮計画審査書の作成等)

第8条の6 市長は、環境配慮計画書について環境の保全の見地から審査し、環境配慮計画審査書を作成するものとする。

2 市長は、環境配慮計画審査書を作成しようとするときは、第8条の4第1項の意見書及び前条第1項の環境配慮計画見解書について考慮するとともに、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、前項の規定により川崎市環境影響評価審議会の意見を聴こうとするときは、環境配慮計画書その他の規則で定めるものを提出するものとする。

4 市長は、前条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して規則で定める期間内に、環境配慮計画審査書を作成するよう努めるものとする。ただし、第8条の4第1項の意見書の提出がなかった場合においては、第8条の2の縦覧期間満了の日の翌日から起算するものとする。

(環境配慮計画審査書の公告等)

第8条の7 市長は、環境配慮計画審査書を作成したときは、当該環境配慮計画審査書を環境配慮計画策定者に送付するとともに、これを公告するものとする。

2 環境配慮計画策定者は、前項の規定により送付を受けた環境配慮計画審査書を尊重し、第10条に規定する条例方法書若しくは第18条第1項に規定する条例準備書又は第48条に規定する法対象条例方法書を作成しなければならない。

(事業計画の廃止の届出等)

第8条の8 環境配慮計画策定者は、環境配慮計画書の提出後、第9条第1項又は第47条第1項の規定による届出までの間に、当該環境配慮計画書に係る事業計画を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に

届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公告するものとする。

(環境配慮計画策定者の変更の届出)

第8条の9 環境配慮計画書の提出後、第9条第1項又は第47条第1項の規定による届出までの間に、相続、合併その他の理由により環境配慮計画策定者に変更があったときは、変更後の環境配慮計画策定者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出があったときは、変更前の環境配慮計画策定者が行った手続等は変更後の環境配慮計画策定者が行ったものと、変更前の環境配慮計画策定者について行われた手続等は変更後の環境配慮計画策定者について行われたものとみなす。

(自主的な環境配慮計画書に関する手続)

第8条の10 第1種行為を実施しようとする者(環境配慮計画策定者を除く。)

は、当該第1種行為の実施に際し、あらかじめ、環境配慮計画書に関する手続を行うことを市長に申し出ることができる。この場合において、市長は、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

- 2 第8条から前条までの規定は、前項の規定による環境配慮計画書に関する手続に準用する。

第10条中「掲げる事項」の次に「(環境配慮計画策定者(第8条の10第1項の規定による申出に係る環境配慮計画書に関する手続を行った者を含む。以下この条及び第18条第1項第1号において同じ。)以外の者にあつては、第5号及び第6号を除く。)」を、「条例方法書」という。)の次に「及びその電磁的記録」を加え、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 第8条第6号に掲げる事項

(6) 環境配慮計画審査書に記載された市長の意見及び当該意見についての環境配慮計画策定者の見解

第11条の見出し中「縦覧」を「縦覧等」に改め、同条中「公告するとともに、当該条例方法書の写しを」を「公告し、」に、「縦覧に供する」を「、当該条例方法書の写しを縦覧に供するとともに、当該条例方法書をインターネットの利用により公表する」に改める。

第14条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、第8条（第8条の10第2項において準用する場合を含む。）の規定により提出を受けた環境配慮計画書について第10条第8号に掲げる事項に相当する事項が記載されていると認め、その旨を環境配慮計画審査書に記載したときは、規則で定める場合を除き、前項の規定による川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くことを要しない。

第18条第1項中「書類」の次に「（次条において「要約書」という。）並びにこれらの電磁的記録」を加え、同項第1号中「掲げる事項」の次に「（環境配慮計画策定者以外の者にあつては、同条第5号及び第6号を除く。）」を加える。

第19条の見出し中「縦覧」を「縦覧等」に改め、同条中「公告するとともに、当該条例準備書の写しを」を「公告し、」に、「縦覧に供する」を「、当該条例準備書及び要約書の写しを縦覧に供するとともに、当該条例準備書及び要約書をインターネットの利用により公表する」に改める。

第20条第1項中「、条例準備書の概要を記載した書類の提供その他適切な方法」を削り、「周知させるための措置を講じなければならない」を「周知しなければならない」に改め、「周知のための方法その他の」を削り、同条第2

項中「開催等」を「開催」に改める。

第22条第1項中「前条第1項」を「同条第1項」に改め、「という。）」の次に「及びその電磁的記録」を加え、同条第2項中「公告するとともに、当該条例見解書の写しを」を「公告し、」に、「30日間縦覧に供する」を「15日間、当該条例見解書の写しを縦覧に供するとともに、当該条例見解書をインターネットの利用により公表する」に改める。

第23条第1項中「及び指定開発行為者」を削り、「の開催」を「において意見を述べたい旨」に改め、同条第3項中「第1項の」の次に「第1種行為又は第2種行為に係る」を加える。

第26条中「という。）」の次に「及びその電磁的記録」を加える。

第27条の見出し中「縦覧」を「縦覧等」に改め、同条中「公告するとともに、当該条例評価書の写しを」を「公告し、」に、「縦覧に供する」を「、当該条例評価書の写しを縦覧に供するとともに、当該条例評価書をインターネットの利用により公表する」に改める。

第28条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、前項ただし書の場合において、必要があると認めるときは、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。

第34条第1項中「事後調査報告書」という。）」の次に「及びその電磁的記録」を加える。

第35条の見出し中「縦覧」を「縦覧等」に改め、同条中「公告するとともに、当該事後調査報告書の写しを」を「公告し、」に、「縦覧に供する」を「、当該事後調査報告書の写しを縦覧に供するとともに、当該事後調査報告書をインターネットの利用により公表する」に改める。

第38条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による勧告をし、及び措置を講じようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。

第43条の見出し中「縦覧」を「縦覧等」に改め、同条中「公告するとともに、当該書類の写しを」を「公告し、」に、「縦覧に供する」を「、当該書類の写しを縦覧に供するとともに、当該書類をインターネットの利用により公表する」に改める。

第48条中「掲げる事項」の次に「（環境配慮計画策定者以外の者にとっては、第5号及び第6号を除く。）」を、「という。）」の次に「及びその電磁的記録」を加え、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 第8条第6号に掲げる事項

(6) 環境配慮計画審査書に記載された市長の意見及び当該意見についての環境配慮計画策定者の見解

第49条の見出し中「縦覧」を「縦覧等」に改め、同条中「公告するとともに、当該法対象条例方法書の写しを」を「公告し、」に、「縦覧に供する」を「、当該法対象条例方法書の写しを縦覧に供するとともに、当該法対象条例方法書をインターネットの利用により公表する」に改める。

第50条の見出しを「（法対象条例方法書の説明会の開催等）」に改め、同条中「その内容について周知を図らなければならない」を「説明会の開催により、法対象条例方法書の記載事項を周知しなければならない」に改め、「周知のための方法その他の」を削り、同条に次の1項を加える。

2 法対象事業者は、前項の規定により説明会の開催を行った後、速やかに、その結果について記載した書類を市長に提出しなければならない。

第52条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1

項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、第8条の規定により提出を受けた環境配慮計画書について第48条第8号に掲げる事項に相当する事項が記載されていると認め、その旨を環境配慮計画審査書に記載したときは、規則で定める場合を除き、同項の規定による川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くことを要しない。

第55条中「これを要約した書類」の次に「（以下この条及び次条において「要約書」という。）並びにこれらの電磁的記録」を加え、同条ただし書中「当該要約した書類」を「当該要約書及びその電磁的記録」に改め、同条第1号中「掲げる事項」の次に「（環境配慮計画策定者以外の者にあつては、同条第5号及び第6号を除く。）」を加える。

第56条の見出し中「縦覧」を「縦覧等」に改め、同条中「公告するとともに、当該法対象条例準備書の写しを」を「公告し、」に、「縦覧に供する」を「、当該法対象条例準備書及び要約書の写しを縦覧に供するとともに、当該法対象条例準備書及び要約書をインターネットの利用により公表する」に改める。

第57条第1項中「、法対象条例準備書の概要を記載した書類の提供その他適切な方法」を削り、「周知させるための措置を講じなければならない」を「周知しなければならない」に改め、「周知のための方法その他の」を削り、同条第2項中「開催等」を「開催」に改める。

第59条第1項中「前条第1項」を「同条第1項」に改め、「という。）」の次に「及びその電磁的記録」を加え、同条第2項中「公告するとともに、当該法対象条例見解書の写しを」を「公告し、」に、「縦覧に供する」を「、当該法対象条例見解書の写しを縦覧に供するとともに、当該法対象条例見解書をインターネットの利用により公表する」に改める。

第60条第1項中「及び法対象事業者」を削り、「の開催」を「において意

見を述べたい旨」に改める。

第63条中「という。）」の次に「及びその電磁的記録」を加える。

第64条の見出し中「縦覧」を「縦覧等」に改め、同条中「公告するとともに、当該法対象条例評価書の写しを」を「公告し、」に、「縦覧に供する」を「、当該法対象条例評価書の写しを縦覧に供するとともに、当該法対象条例評価書をインターネットの利用により公表する」に改める。

第65条に次の1項を加える。

3 市長は、前項ただし書の場合において、必要があると認めるときは、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。

第71条第1項中「及び法」を「並びに法」に、「法第14条第1項第7号ハの環境の状況の把握のための」を「法第14条第1項第7号ロに掲げる措置（回復することが困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであって、その効果が確実でないものとして法第38条の2第1項に規定する環境省令で定めるものに限る。）及び同号ハに掲げる」に改め、「法対象事後調査報告書」という。）の次に「並びにその電磁的記録」を加える。

第72条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による指導をする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。

第73条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第76条中「市長は」の次に「、環境配慮計画書関係地域」を加える。

別表第10号中「増設」を「改良」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（計画段階における環境配慮計画書に関する手続に関する経過措置）

2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第8条から第8条の10までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第9条第1項又は第47条第1項の規定により届出をする事業について適用する。

（電磁的記録の作成又はインターネットの利用による公表に関する経過措置）

3 新条例第10条若しくは第11条、第18条第1項若しくは第19条、第22条、第26条若しくは第27条、第34条第1項若しくは第35条（第71条第2項において準用する場合を含む。）、第48条若しくは第49条、第55条若しくは第56条、第59条、第63条若しくは第64条又は第71条第1項の規定は、施行日以後に提出する新条例第10条に規定する条例方法書、新条例第18条第1項に規定する条例準備書（以下「条例準備書」という。）、新条例第22条第1項に規定する条例見解書（以下「条例見解書」という。）、新条例第26条に規定する条例評価書、新条例第34条第1項に規定する事後調査報告書、新条例第48条に規定する法対象条例方法書（以下「法対象条例方法書」という。）、新条例第55条に規定する法対象条例準備書（以下「法対象条例準備書」という。）、新条例第59条第1項に規定する法対象条例見解書（以下「法対象条例見解書」という。）、新条例第63条に規定する法対象条例評価書又は新条例第71条第1項に規定する法対象事後調査報告書について適用する。

4 新条例第43条の規定は、施行日以後に環境影響評価法（平成9年法律第81号）第19条の規定により送付する準備書についての意見の概要及び当該意見についての法対象事業者の見解を記載した書類について適用する。

（説明会の開催に関する経過措置）

5 新条例第20条、第50条又は第57条の規定は、施行日以後に提出する条例準備書、法対象条例方法書又は法対象条例準備書について適用する。

（公聴会開催の手続に関する経過措置）

6 新条例第23条第1項若しくは第3項又は第60条第1項の規定は、施行日以後に提出する条例見解書又は法対象条例見解書について適用する。

参考資料

制 定 要 旨

計画段階における環境配慮計画書に関する手続を拡充すること、インターネットの利用により環境影響評価に係る書類を公表すること等のため、この条例を制定するものである。